

天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

天理市長 並 河 健

天理市条例第28号

天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 令和4年10月分の市長及び副市長の給料月額については、別表第1に第5項の規定を適用した額から、市長にあつてはその額に100分の20を乗じて得た額を、副市長にあつてはその額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。